

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
 - ・当事務所はオープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

1当事務所では、取引先の木材加工業者や金属部品製作事業者に対して、不合理な原価低減要請を行いません。価格の決定にあたっては、少なくとも年1回は対面またはオンラインでの価格協議の機会を設け、原材料費や人件費の変動を共有しながら、適正な利益が確保されるように協議を行っています。

とくに昨今の原材料費・エネルギーコストの高騰に対応し、仕入先からの価格改定要望については誠実に対応し、必要に応じて製品価格へ適切に転嫁できるよう調整しています。

また、契約締結時には、納期・対価・支払い条件などの契約条件を明文化し、必ず書面で交付しています。これらの対応を通じて、協力事業者の労働環境や経営安定にも寄与する、持続可能な取引関係の構築を目指しています。

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

・当事務所では、協力事業者への支払いにおいては、可能な限り現金による支払いを行うことを基本方針としています。

やむを得ず手形での支払いとなる場合においても、割引料などの手数料は下請事業者の負担とならないよう配慮し、また支払サイトは60日以内とすることで、資金繰りに支障が出ないように努めています。

引き続き、公正かつ円滑な資金の流れを確保することで、協力関係の強化と持続可能な取引環境の整備に努めてまいります。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

・当事業者は、知的財産やノウハウの取り扱いについて、「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている基本的な考え方を尊重し、適正な契約に基づく取引を行っています。

業務提携や製作委託の際には、立場の優位性を利用したノウハウの開示強要や、知的財産権の無償譲渡を求めることはありません。秘密保持契約を締結する場合も、片務的な内容ではなく、双方にとって公平かつ合理的な契約内容とするよう努めています。

今後も、創意工夫や技術の蓄積が尊重される持続的な取引関係を築いてまいります。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

- ・当事業者は、取引先が働き方改革に対応しやすい環境を整えるため、下請事業者に対して適正なコスト負担を伴わない短納期での発注や、急な仕様変更を行わないことを原則としています。

特に製作工程に関わる業者に対しては、十分な納期と情報共有のもとで協議を行い、過度な負荷がかからないよう配慮しています。

また、災害時や社会的混乱が生じた場合には、取引の一方的な打ち切りや責任転嫁を行わず、状況に応じた柔軟な対応と、事業再開後の取引継続に最大限配慮し、信頼関係の維持に努めます。

3. その他（任意記載）

2025年04月22日

PARTICOLARE

代表 南部智哉

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。